

### 3. タクシー

タクシーについては、平成 12 年に制定した交通バリアフリー法においては対象とされていなかったが、平成 18 年に制定したバリアフリー法においては、福祉タクシー車両が新たに適合義務の対象として含まれた。平成 22 年度末に改正された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」においては、平成 32 年度末までの整備目標値が新たに約 28,000 台まで引き上げられ、平成 29 年度末の実績は全国で 20,113 台となっている。

なお、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」は平成 31 年 4 月 1 日に改正され、福祉タクシーについては 2020 年度末までに約 44,000 台を導入することが新たな目標値として定められた。

ユニバーサルデザインタクシー（以下 UD タクシー）については、平成 20 年度、21 年度の国土交通省自動車交通局（当時）による「地域のニーズに応じたバス・タクシーに係るバリアフリー車両の開発」の検討結果をもとに標準的な仕様が定められた。さらに平成 23 年度より「標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定制度」が導入され、UD タクシーを表すマークも制定された。

当初、一般に販売されていたのは日産 NV200 の 1 車型のみであったが、平成 29 年 10 月に、トヨタ JPN TAXI が発売され、車椅子使用者の乗降については両車スロープ仕様であるが、NV200 は後ろから乗降、JPN TAXI は横から乗降という特徴があり、地域や用途に応じて事業者が選択できるバリエーションが出そろったことになる。

2020 東京オリンピック・パラリンピックを機会に、UD タクシー導入支援を行う自治体もあり、今後全国にさらなる普及を期待したい。

UD タクシーが一定程度普及し、利用者も増えるにつれて新たな改良も生じると考えられ、より良い車両づくりのために今後も継続的に改善を行うことが求められる。また、利用者に対応する乗務員の教育訓練も、こうした車両の安全性、快適性の向上には欠かせない要素となっており、今後も導入事業者の継続的な努力が期待される。

今回の改定では、UD タクシーが今後の標準的な車型として積極的導入がなされることが重要と考え、本ガイドラインのタクシーの單元において、UD タクシーを冒頭に記載することとした。

### 3.1 車椅子等対応

#### (1)ユニバーサルデザインタクシー

- ・車椅子使用者に限らずその他の高齢者、障害者等が他の旅客と同じように利用し、予約制の福祉限定による利用に限らず流しの運行による利用も想定する。
- ・窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面、及び後面にユニバーサルデザインタクシーマークを表示し、車体前面方向からユニバーサルデザインタクシーであることを視認できるようにする。
- ・車椅子使用者が乗り込めるドア開口部の高さ、間口の広いドアを確保。
- ・低床、フラットな床であり、スロープを備え、車椅子使用者以外の障害者、高齢者等も乗降しやすいものとする。
- ・近年、ユニバーサルデザインタクシーの実車モデルの開発が進んでおり、それらの開発動向も踏まえ、具体例を示している。
- ・今後、ユニバーサルデザインタクシーの普及を図る上で、タクシーとして利用可能なユニバーサルデザイン車両の開発をより一層促進することが望まれる。

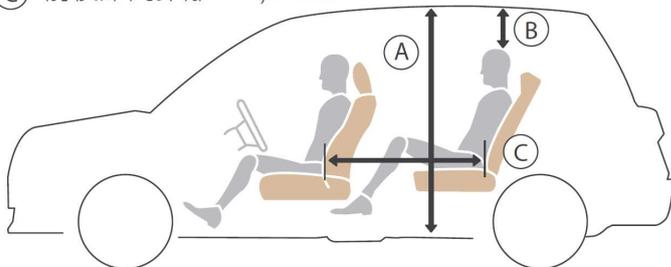
#### 参考例

##### 参考 4-3-1：ユニバーサルデザインタクシーの事例

- ・トヨタ JPN TAXI



- (A) 室内高…1,370mm
- (B) 後席ヘッドクリアランス…230mm
- (C) 前後席間距離…1,065mm



提供 一般社団法人日本自動車工業会

・日産 NV200



■ 車いすもそのままOK!



■ ご利用いただける車いすの大きさ



提供 一般社団法人日本自動車工業会

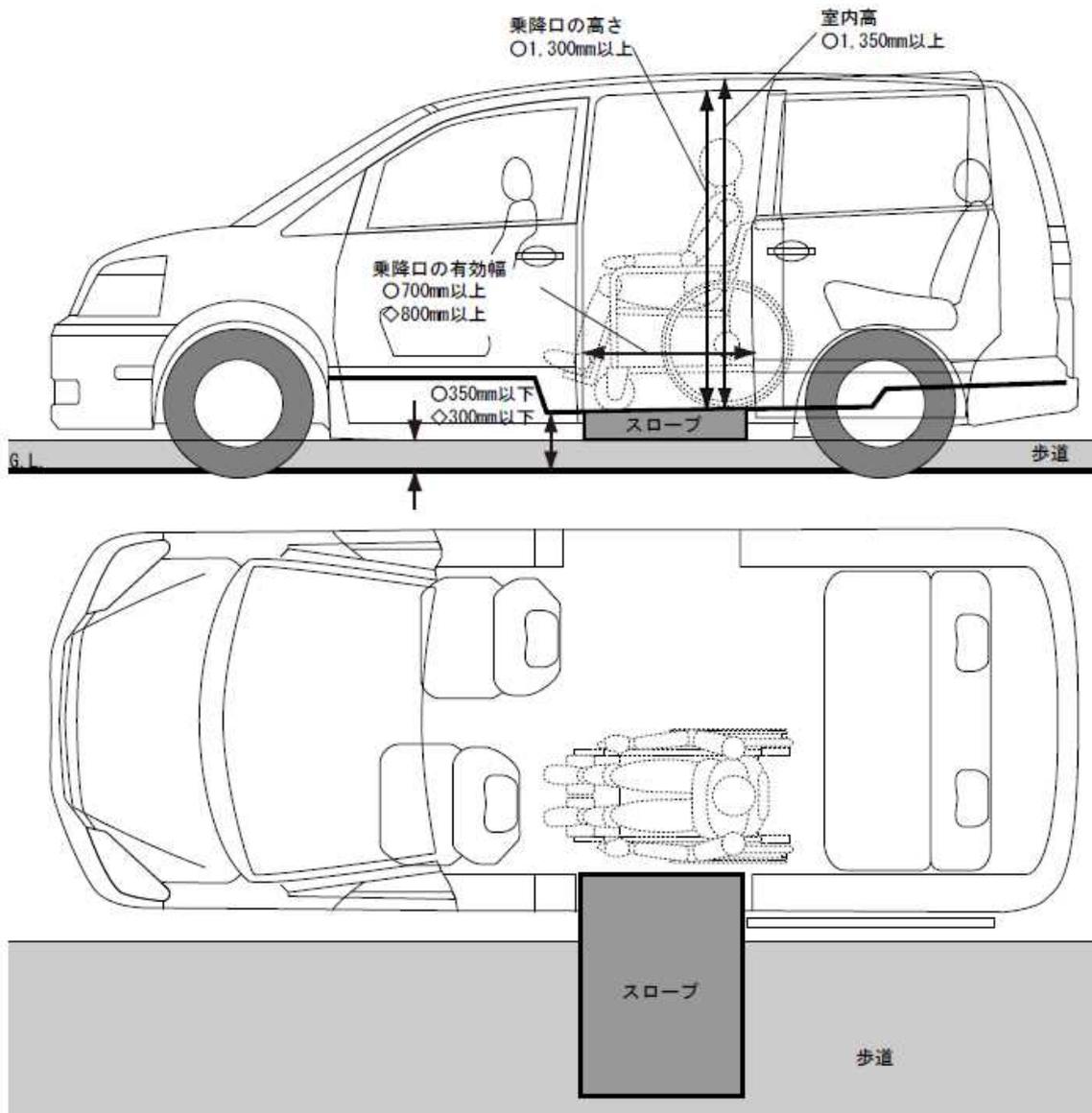
①乗降口	
○：標準的な整備内容	
乗降口の広さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗降口のうち 1 カ所は、スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を備える。</li> <li>車椅子のまま乗車できる乗降口を 1 以上設け、その有効幅は 700mm 以上、高さは 1,300mm 以上とする。</li> </ul>
車椅子対応の室内高	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子のまま乗車できる車両の室内高は、1,350mm 以上とする。</li> </ul>
乗降口地上高	<ul style="list-style-type: none"> <li>停車時の乗降口地上高は、350mm 以下とする。ただし、350mm を超える地上高の場合であって、備付けまたは別体の補助ステップ等を備えるときは、この限りでない。なお、補助ステップ等を設置する場合は、高齢者、松葉杖使用者等の乗降補助のために、1 段の高さが 260mm 以下、奥行 150mm 以上となるような補助ステップ等を設置すること。また、補助ステップ等は 2 段以内に限る。</li> </ul>
スロープの勾配 (詳細は②スロープを参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>横から乗車：スロープ板を設置する場合、スロープ板の勾配は、14 度（約 1/4）以下とする。</li> <li>後部から乗車：同上。</li> </ul>
乗降口の端部	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗降口の端部（補助ステップ、手すりを含む）は、その周囲の部分や路面との輝度コントラスト*が大きいこと等により、高齢者、障害者等が端部を容易に識別しやすいようにする。</li> </ul>
床面の材質	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗降口付近の床の材質は、滑りにくい仕上げとする。</li> </ul>
足下照明灯	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間においても足下が見やすいように、乗降口にはドア開口時に点灯する足下照明灯を設置する。</li> </ul>
◇：望ましい整備内容	
乗降口の広さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効幅は 800mm 以上、高さは 1,350mm 以上が望ましい。</li> </ul>
車椅子対応の室内高	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子のまま乗車できる車両の室内高は 1,400mm 以上が望ましい。</li> </ul>
乗降口地上高	<ul style="list-style-type: none"> <li>停車時の乗降口地上高は、300mm 以下が望ましい。</li> <li>備付けまたは別体の補助ステップ等を設置する場合は、1 段の高さが 200mm 以下、奥行 200mm 以上となるように設置することが望ましい。</li> </ul>
スロープ板の勾配 (詳細は②スロープ板を参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>横から乗車：スロープ板の勾配は、10 度（約 1/6）以下が望ましい。</li> <li>後部から乗車：同上。</li> </ul>
車椅子後退防止機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子固定スペースに傾斜がある場合は、車椅子乗車時に後退を防止する機構が設けられていることが望ましい。</li> </ul>

\*：移動等円滑化基準では、「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

姿図・寸法

参考 4-3-2：乗降口の例

<横から乗車の場合>



解説：歩道の幅が2メートル以上、スロープの長さ1メートル以下の場合、側面からの車椅子の乗降が可能。

歩道のない場合、道路幅員4メートル以上で、かつスロープの長さ1メートル以下の場合、車椅子の乗降が可能。

②スロープ板	
移動等円滑化基準	
(福祉タクシー車両)	
第45条 車椅子等対応車(福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
一 スロープ板若しくはリフト、寝台若しくは担架(以下この項において「寝台等」という。)又はその他の車椅子使用者若しくは寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
スロープ板の設置	・乗降口のうち1カ所は、スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を備える。
○：標準的な整備内容	
スロープ板の勾配	・横から乗車：スロープ板の勾配は、14度(約1/4)以下とする。 ・後部から乗車：同上。
スロープ板の幅	・スロープ板の幅は700mm以上とする。 ・車椅子のスロープ板からの脱輪防止のためエッジのある構造とする。エッジの高さは車椅子のハンドルリムと干渉しないように留意する。
スロープ板表面の材質	・スロープ板の表面は滑りにくい素材とする。
スロープ板の耐荷重	・スロープ板の耐荷重は、電動車椅子本体(80~100kg程度)、車椅子使用者本人の重量を勘案し200kg以上とする。
スロープ板の設置方法	・スロープ板は乗降口から脱落しない構造とする。 ・スロープ板と床面に段差ができないような構造とする。
スロープ板の格納方法	・スロープ板は使用に便利で、乗客にとって安全な場所に備える。
◇：望ましい整備内容	
スロープ板の勾配	・横から乗車：スロープ板の勾配は、10度(約1/6)以下が望ましい。
スロープ板の幅	・スロープ板の幅は800mm以上が望ましい。
スロープ板の耐荷重	・スロープ板の耐荷重は、300kg以上が望ましい。

③乗降用手すり	
○：標準的な整備内容	
手すりの設置	・高齢者、障害者等の乗降の円滑化、姿勢保持、立ち座り、安全確保のために、乗降口には手すり等を設置する。
手すりの色	・夜間や薄暗い時、又は高齢者、ロービジョン者の安全のために、手すりは容易に識別できる配色とする。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの色は朱色又は黄赤とする。</li> <li>・手すりとその周囲の部分との色の明度差をつける。</li> </ul>
手すりの形状	・高齢者、障害者等が握りやすい形状とする。
手すりの材質	・高齢者、障害者等が握りやすいように、手すりの表面はすべりにくい材質や仕上げとする。

<b>④床の材質、形状</b>	
<b>○：標準的な整備内容</b>	
床の材質	・床の材質は、滑りにくい仕上げとする。
床の形状	・車椅子使用者が安楽で適正な座位姿勢を保てるように、固定スペースの床面の傾斜を10度（約1/6）以下とする。
<b>◇：望ましい整備内容</b>	
床の形状	・固定スペースの床面は水平とすることが望ましい。

<b>⑤車椅子スペース</b>	
<b>移動等円滑化基準</b>	
(福祉タクシー車両)	
第45条 車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
二 車椅子又は寝台等の用具を備えておくスペースが一以上設けられていること。	
<b>◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容</b>	
車椅子スペースの設置	・車椅子のスペースを1つ以上設ける。
<b>○：標準的な整備内容</b>	
車椅子スペースの設置	・次に掲げる規格に適合する車椅子スペースを1以上設置する。
位置	・車椅子スペースは、車椅子の進入しやすい位置に設ける。
広さ	・車椅子を固定するスペースは、長さ1,300mm以上、幅750mm以上、高さ1,350mm以上とする。
車椅子使用者の視界の確保	・車椅子使用者の外への視界を、座席利用者同様に確保する。
車椅子の方向転換に必要なスペース	・側方から乗車する場合、車内には車椅子使用者等が介助により転回できるスペースを確保する。ただし、回転盤を使用する場合はこの限りではない。
<b>◇：望ましい整備内容</b>	
車椅子スペースの設置	・次に掲げる規格に適合する車椅子スペースを設けることが望ましい。
広さ	・車椅子を固定するスペースの高さは、1,400mm以上とする。
手すりの設置	・車椅子使用者が乗車中に利用できる手すりなどを設置することが望ましい。

介助者用の座席  
の設置

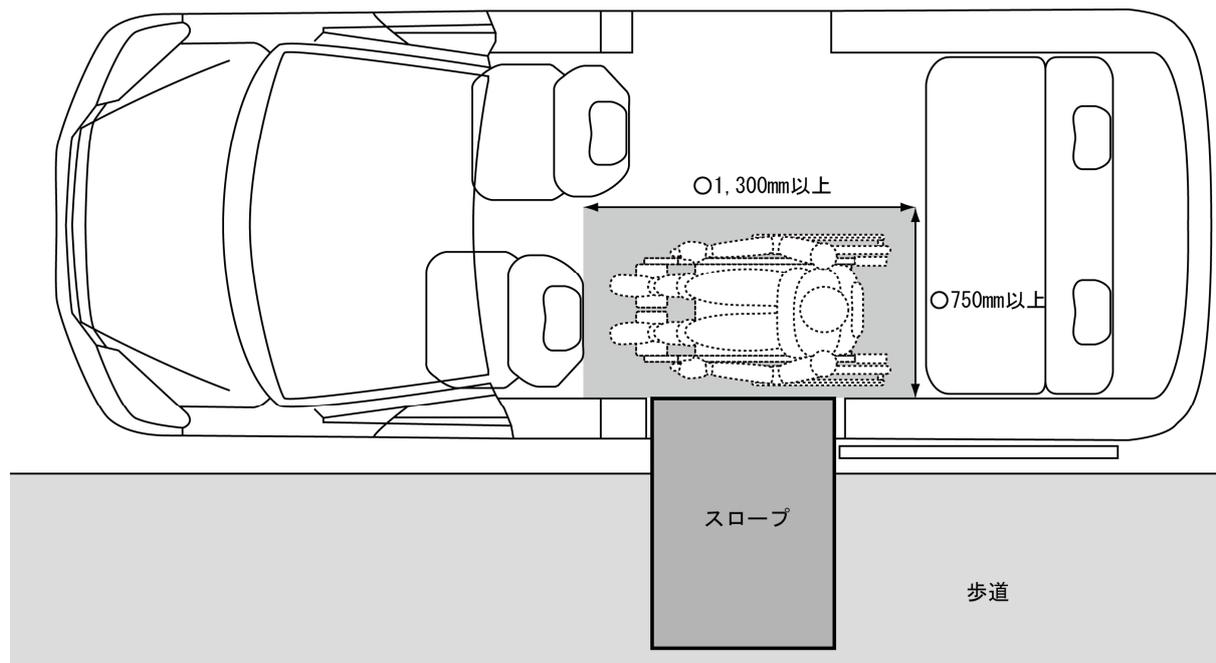
・車椅子使用者乗車時に、車椅子スペースの横に介助者（付添人）用の座席を  
設置することが望ましい。

注1：構造上の理由により「標準的な整備内容」に示された内容を確保できない場合には、可能  
な限り「標準的な整備内容」に近づける。

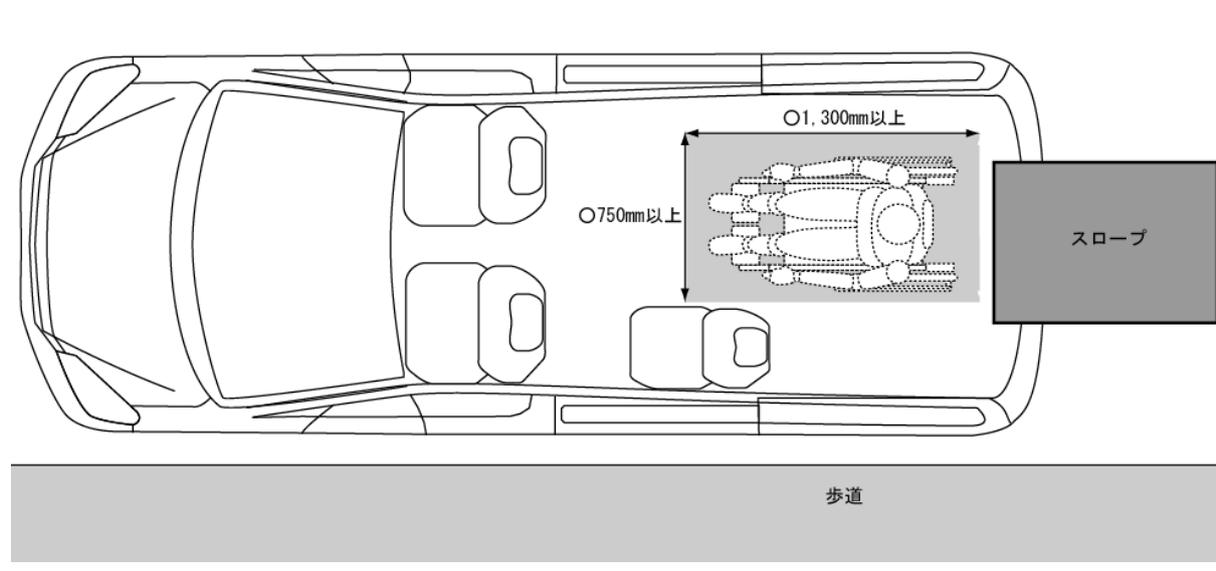
姿図・寸法

参考 4-3-3：車椅子スペースの例

<横から乗車の場合>



<後ろから乗車の場合>



<b>⑥室内座席</b>	
<b>○：標準的な整備内容</b>	
乗車可能な人数	・4名以上の乗客が乗車できることとする。車椅子使用者乗車時には、車椅子使用者以外の乗客1名以上が乗車できることとする。
<b>◇：望ましい整備内容</b>	
乗車可能な人数	・車椅子使用者乗車時には、車椅子使用者以外の乗客2名以上が乗車できることが望ましい。

<b>⑦車椅子固定方法</b>	
<b>移動等円滑化基準</b>	
(福祉タクシー車両)	
第45条 車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
三 車椅子又は寝台等の用具を固定することができる設備が備えられていること。	
<b>◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容</b>	
車椅子固定装置	・車椅子を固定することができる設備を備える。
<b>○：標準的な整備内容</b>	
車椅子固定装置	・固定装置は、固縛、開放に要する時間が短く、かつ確実に固定できるものとする。
シートベルト	・車椅子使用者の安全を確保するために、3点式シートベルトを設置する。
<b>姿図・寸法</b>	
参考 4-3-14：＜4点式車椅子固定ベルト、3点式シートベルトの例＞	
※参考 4-3-5 車椅子固定装置の例（137 ページ）参照	

<b>⑧車椅子、補装具収納場所</b>	
<b>○：標準的な整備内容</b>	
車椅子収納スペース	・車椅子使用者が座席に移乗した場合のために、折りたたんだ車椅子の収納スペースを確保する。 ・収納スペースは、長さ 1,050mm 以上×幅 350mm 以上×高さ 900mm 以上とする（標準型自操用手動車椅子を折りたたんだ時の最大寸法に対応できる収納スペース。）。
補装具収納スペース	・車内に杖、歩行器、歩行車等の補装具を収納するスペースを設置する。

⑨ユニバーサルデザインタクシーマークの表示

○：標準的な整備内容

ユニバーサルデザインタクシーマークの表示による乗車案内

・窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に、ユニバーサルデザインタクシーマークを表示し、車椅子による乗車が可能であることを明示する。乗車可能な車椅子の大きさ、形状等について車外に明示する。ただし、福祉限定のタクシーでは、ユニバーサルデザインタクシーと同一の車両であっても車椅子マークを表示する。

参考例

参考 4-3-4：ユニバーサルデザインタクシーマーク

- ・平成 23 年 9 月にユニバーサルデザインタクシーマークが決定された。
- ・平成 24 年 3 月にユニバーサルデザインタクシーの認定車両に係る車体表示について、通達により義務化された。



- ・標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定レベルは、以下のとおり。

レベル 2	レベル 1 と比して、より利用しやすさに配慮されている等より良い構造を有するユニバーサルデザインタクシー
レベル 1	車椅子使用者や高齢者をはじめとしたすべての利用者にとって利用しやすい構造として標準的な内容を満足するユニバーサルデザインタクシー
その他のユニバーサルデザインタクシー	認定を受けていないものの車椅子用スロープ又はリフトを備えたユニバーサルデザインタクシー

参考例

参考 4-3-5 : ユニバーサルデザインタクシーマークの表示例



## (2)大型電動車椅子・ストレッチャー(寝台)等対応(バンタイプ/リフト車)

- ・乗車定員：8～10名程度
- ・全長：約4.5m～約5.4m

参考 4-3-6：大型電動車椅子・ストレッチャー（寝台）等対応車両の事例



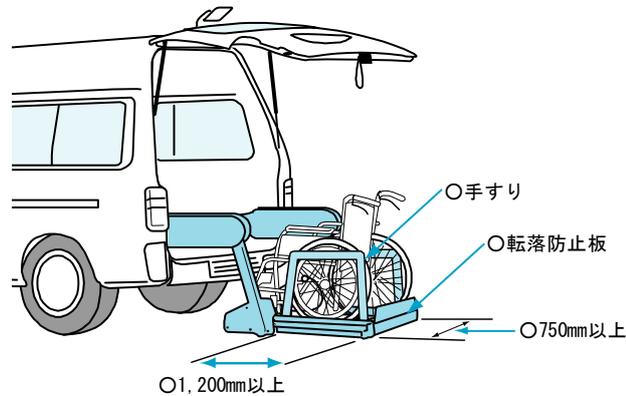
出典：トヨタ web カタログより

①乗降口	
○：標準的な整備内容	
乗降口の広さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後部乗降口には、車椅子使用者・ストレッチャー（寝台）等使用者の乗降を円滑にする乗降用リフト設備等を備える。</li> <li>・車椅子のまま及びストレッチャー（寝台）のまま乗車できる乗降口を1以上設け、その幅は800mm以上、高さは1,400mm以上とする。</li> </ul>
車椅子対応の室内高	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内高は、1,500mm以上とする。</li> </ul>
乗降口の端部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗降口の端部は、その周囲の部分や路面との明度差が大きいこと等により、高齢者、障害者等が端部を容易に識別しやすいようにする。</li> </ul>
床面の材質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗降口付近の床の材質は、滑りにくい仕上げとする。</li> </ul>
足下照明灯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間においても足下が見やすいように、乗降口にはドア開口時に点灯する足下照明灯を設置する。</li> </ul>
◇：望ましい整備内容	
乗降口の広さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗降口の幅は900mm以上、高さは1,500mm以上が望ましい。</li> </ul>
乗降口の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停車時の乗降口地上高は、300mm以下とすることが望ましい。</li> <li>・ただし、高齢者、松葉杖使用者等の乗降補助のために、1段の高さを200mm未満とするために補助ステップ等を設置する場合はこの限りではない。</li> </ul>
姿図・寸法	
参考 4-3-7：乗降口の事例	
	
出典：右写真トヨタ web カタログ	

②リフト	
移動等円滑化基準	
(福祉タクシー車両)	
第45条 車椅子等対応車(福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
一 スロープ板若しくはリフト、寝台若しくは担架(以下この項において「寝台等」という。)又はその他の車椅子使用者若しくは寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
リフトの設置	・乗降口には、ストレッチャー(寝台)・担架・車椅子使用者の乗降を円滑にするスロープ板、リフト設備等その他の車椅子使用者若しくは寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備を備える。
○：標準的な整備内容	
リフト面の広さ	・リフトは、使用できるリフト面(プラットフォーム)の広さが全長1,200mm以上、全幅750mm以上とし、ストレッチャー(寝台)(寝台面の全長1,900mm程度)が利用できる大きさとする。
リフト面の材質	・リフト面(プラットフォーム)は滑りにくい素材とする。
リフトの耐荷重	・リフトの耐荷重は、電動車椅子本体(80~100kg程度)、車椅子使用者本人、介助者の重量を勘案し300kg以上とする。ただし、介助者が同時に利用しない場合は200kg以上とする。
リフトの格納場所	・リフトは使用に便利で、乗客にとって安全な場所に備える。
リフト作動時の安全	・リフトの左右両側に、リフト昇降中に車椅子使用者がつかまれるように手すりを設置するとともに、転落防止板(後退防止用ストッパ)を設置する。リフトの誤作動防止のため、安全装置(サイドブレーキを引いていないとリフトが動かない等)を必ず取り付ける。
◇：望ましい整備内容	
リフト面の広さ	・全幅800mm以上が望ましい。

姿図・寸法

参考 4-3-8 : リフトの例



③床の材質、形状

○ : 標準的な整備内容

床の材質	・床の材質は、滑りにくい仕上げとする。
床の形状	・ストレッチャー（寝台）等が適正に定置でき、車椅子使用者が安楽で適正な座位姿勢を保てるように、固定スペースの床面は水平にする。

④ストレッチャー、車椅子スペース

移動等円滑化基準

（福祉タクシー車両）

第45条 車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

二 車椅子又は寝台等の用具を備えておくスペースが一以上設けられていること。

◎ : 移動等円滑化基準に基づく整備内容

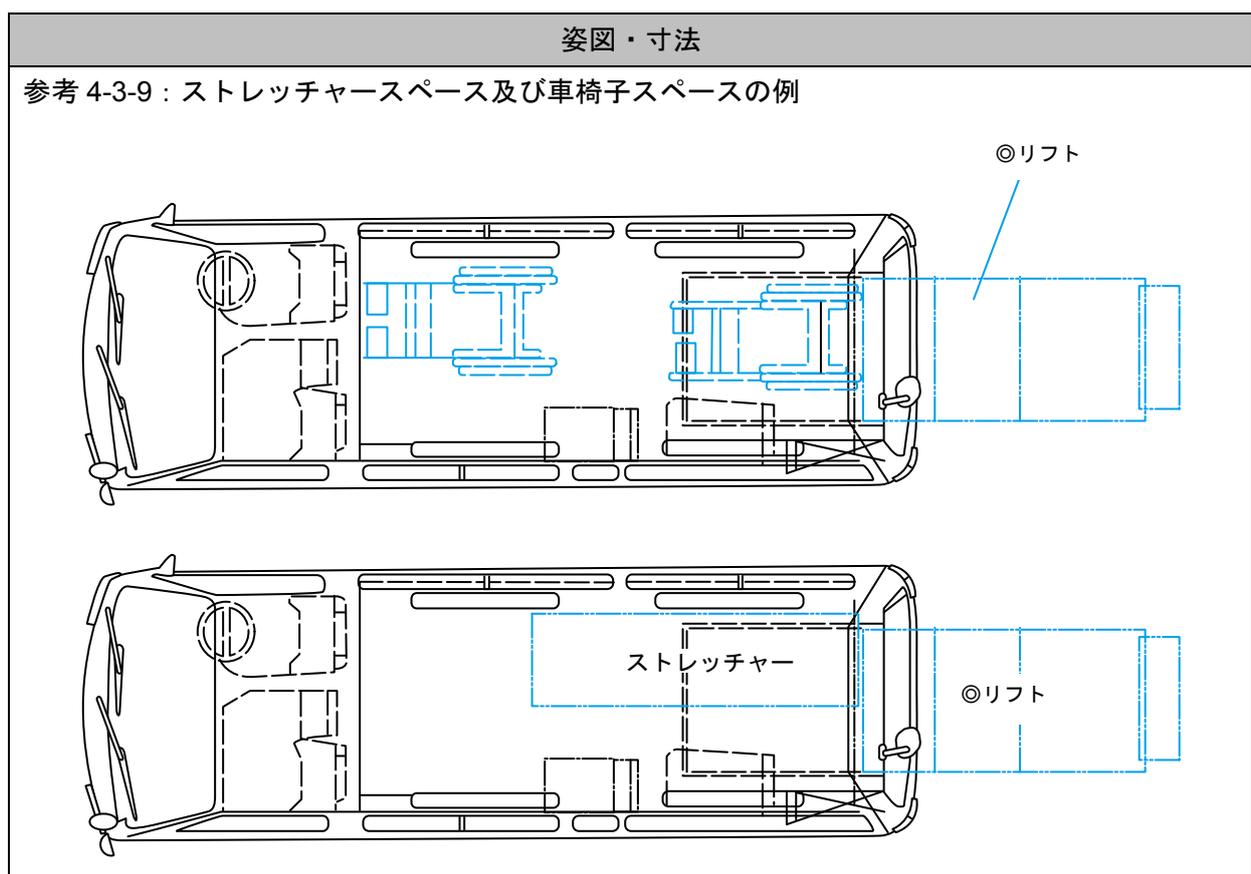
ストレッチャー等または車椅子のスペースの設置	・ストレッチャー（寝台）、担架スペース又は車椅子スペースを1以上設ける。
------------------------	--------------------------------------

○ : 標準的な整備内容

ストレッチャー等スペースの設置	・ストレッチャー（寝台）等のスペースを設ける場合は、次に掲げる規格に適合するものを1以上設置する。
広さ	・ストレッチャー（寝台）等のスペースは、長さ2,000mm以上、幅750mm以上とする。（ストレッチャーの全長1,800～1,900mm程度、全幅500～650mm程度に一定の余裕幅を考慮）

車椅子スペース の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子スペースを設ける場合は、次に掲げる規格に適合する車椅子スペースを 1 以上設置する。ただし、ストレッチャー専用車両の場合はこの限りではない。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子スペースは、車椅子の進入しやすい位置に設ける。</li> </ul>
広さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子を固定するスペースは、長さ 1,300mm 以上、幅 750mm 以上、高さ 1,500mm 以上とする。(注 1)</li> </ul>
車椅子使用者 の視界の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者の外への視界を、座席利用者同様に確保する。</li> </ul>
◇：望ましい整備内容	
車椅子スペース の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子スペースを 2 以上設置することが望ましい。</li> <li>車椅子使用者とストレッチャー等使用者がそれぞれ 1 以上同時に乗車できることが望ましい。</li> </ul>

注 1：障害の状況によっては、JIS 最大値 (1,200mm×700mm) を超える車椅子を使用している場合もあり、また体位によっては後部からつま先まで一定の長さを必要とする場合もあることから、可能な限り車椅子スペースを大きく確保することが望ましい。



⑤ストレッチャー等固定方法

移動等円滑化基準

(福祉タクシー車両)

第45条 車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

三 車椅子又は寝台等の用具を固定することができる設備が備えられていること。

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容

ストレッチャー 固定装置	・ストレッチャー（寝台）や担架を固定することができる設備を備える。
-----------------	-----------------------------------

○：標準的な整備内容

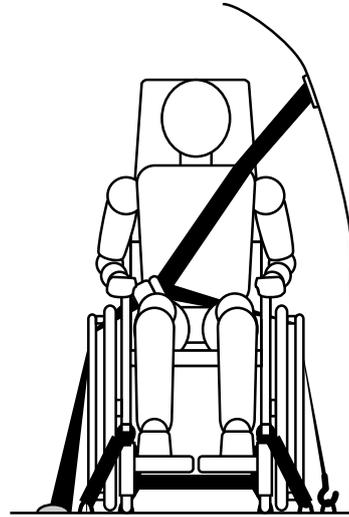
ストレッチャー 固定装置	・固定装置は、固縛、開放に要する時間が短く、かつ確実に固定できるものとする。
-----------------	--

参考 4-3-10：車椅子固定装置の例

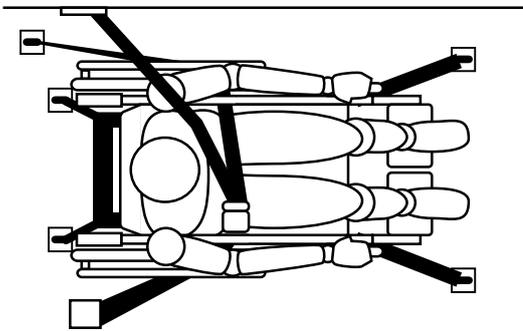
<4点式車椅子固定ベルト、3点式シートベルトの例>



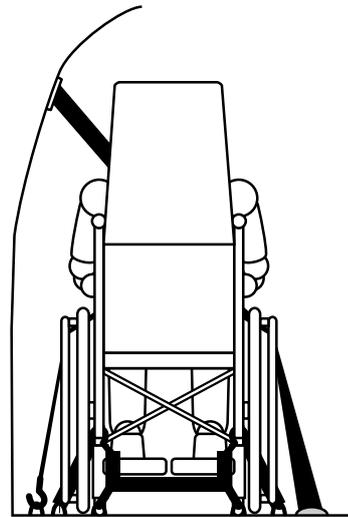
側面



前部



上面



後部

⑥車椅子固定方法	
移動等円滑化基準	
(福祉タクシー車両)	
第45条 車椅子等対応車(福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
三 車椅子又は寝台等の用具を固定することができる設備が備えられていること。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
車椅子固定装置	・車椅子を固定することができる設備を備える。
○：標準的な整備内容	
車椅子固定装置	・固定装置は、固縛、開放に要する時間が短く、かつ確実に固定できるものとする。
車椅子側の安全性、固定装置取り付け	・車椅子側にフック等の固定場所を明示する。
ヘッドレスト(頭部後傾抑止装置)	・車椅子使用者向けのヘッドレストを用意する(注1)。 前向き固定、後ろ向き固定を問わず、ヘッドレストの高さ、角度等の調整ができるようにする(注2)。
シートベルト	・車椅子使用者の安全を確保するために、シートベルトを設置する。 ・前向き固定：3点式とする。後向き固定：3点又は2点式とする。
◇：望ましい整備内容	
車椅子側の安全性、固定装置取り付け	・車椅子側の装置と車両側の装置がワンタッチで固定できる装置を開発することが望ましい。

注1：ヘッドレストは、車椅子、車両側のいずれかに用意されていること。

注2：車椅子使用者の後頭部が最も突出した部分の少し下から、頸の少し上を支えられるよう、位置調整ができるようにする。

⑦車椅子、補装具収納場所	
移動等円滑化基準	
(福祉タクシー車両)	
第45条 車椅子等対応車(福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
二 車椅子又は寝台等の用具を備えておくスペースが一以上設けられていること。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
ストレッチャー等収納スペース	・車椅子等対応車には、車椅子やストレッチャー(寝台)、担架を備えておくスペースを一以上確保する。
○：標準的な整備内容	

車椅子収納 スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子使用者が座席に移乗した場合のために、折りたたんだ車椅子の収納スペースを確保する。</li> <li>・収納スペースは、長さ 1,050mm 以上×幅 350mm 以上×高さ 900mm 以上とする<sup>(注1)</sup>。</li> </ul>
補装具収納 スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車内に杖、歩行器、歩行車等の補装具を収納するスペースを設置する。</li> </ul>

注1：標準型自操用手動車椅子を折りたたんだ時の最大寸法に対応できる収納スペース。

⑧車椅子マーク表示	
○：標準的な整備内容	
車椅子マークの 表示による乗車 案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車外に、車椅子マークを表示し、移乗又は車椅子による乗車が可能であることを明示する。</li> <li>・乗車可能な車椅子の大きさ、形状等について車外等に明示する。</li> </ul>

### (3)車椅子対応(ミニバン・軽自動車タイプ／スロープ車・リフト車)

- ・乗車定員：3～8名程度
- ・全長：約3.4m～約4.6m

参考 4-3-11：車椅子対応車両の事例



出典：左上からトヨタ、日産、ダイハツ各社ホームページ

なお、上記車両タイプにおいてストレッチャー等に対応する場合には、大型電動車椅子・ストレッチャー等対応の次の部位・設備に準ずる。

- ・ストレッチャースペース
- ・ストレッチャー固定方法

①乗降口	
○：標準的な整備内容	
乗降口の広さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗降口のうち 1 カ所は、スロープ板、リフトその他の車椅子使用者等の乗降を円滑にする設備を備える。</li> <li>車椅子のまま乗車できる乗降口を 1 以上設け、その幅は 750mm 以上、高さは 1,300mm 以上とする<sup>(注1)</sup>。</li> </ul>
車椅子対応の室内高	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子のまま乗車できる車両の室内高は、1,350mm 以上とする<sup>(注1)</sup>。</li> </ul>
乗降口の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害者等の円滑な乗降、車椅子使用者が車椅子のまま乗車する際のスロープの勾配を緩やかにするため、停車時の乗降口地上高はできる限り低くする（停車時の乗降口地上高を低くするため、ニーリング機構を設けても良い。）。</li> </ul>
スロープ板の勾配（詳細は②スロープ板を参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>横から乗車：スロープ板を設置する場合、スロープ板の勾配は、14 度（約 1/4）以下とする。</li> <li>後部から乗車：同上</li> </ul>
乗降口の端部	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗降口の端部は、その周囲の部分や路面との明度差が大きいこと等により、高齢者、障害者等が端部を容易に識別しやすいようにする。</li> </ul>
床面の材質	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗降口付近の床の材質は、滑りにくい仕上げとする。</li> </ul>
足下照明灯	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間においても足下が見やすいように、乗降口にはドア開口時に点灯する足下照明灯を設置する。</li> </ul>
◇：望ましい整備内容	
車椅子を使用したまま乗車できる乗降口の広さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅は 800mm 以上、高さは 1,350mm 以上が望ましい。</li> </ul>
乗降口の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害者等の乗降を円滑にするために、停車時の乗降口地上高は、200mm 以下とすることが望ましい。</li> </ul>
スロープ板の勾配（詳細は②スロープ板を参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>横から乗車：スロープ板の勾配は、電動車椅子の登坂性能等を考慮し 10 度（約 1/6）以下が望ましい。</li> <li>後部から乗車：同上。</li> </ul>

注 1：構造上の理由により「標準的な整備内容」に示された内容を確保できない場合には、可能な限り「標準的な整備内容」に近づける。

## 参考例

### 参考 4-3-12 : 乗降口の事例



出典：日産、トヨタ各社の web カタログ

## ②スロープ板

### 移動等円滑化基準

(福祉タクシー車両)

第45条 車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

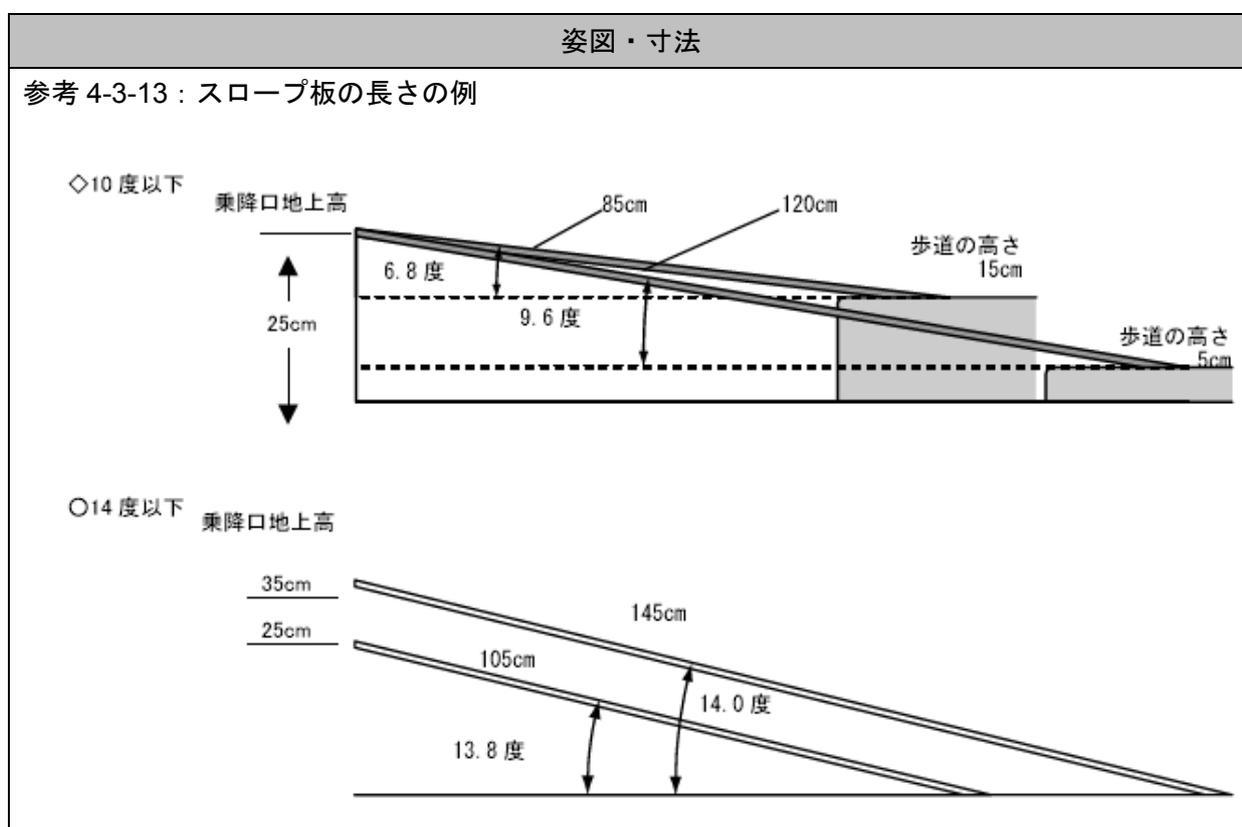
- 一 スロープ板若しくはリフト、寝台若しくは担架（以下この項において「寝台等」という。）又はその他の車椅子使用者若しくは寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。

### ◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容

スロープ板の設置	・スロープ板その他の車椅子使用者等の乗降を円滑にする設備を備える。
<b>○：標準的な整備内容</b>	
スロープ板の勾配	・横から乗車：スロープの勾配は、14度（約1/4）以下とする。 ・後部から乗車：同上。
スロープ板の幅	・スロープ板の幅は720mm以上とする（ただし、車両取付部（750mm以上）はこの限りではない。） <sup>(注1)</sup> 。 ・車椅子のスロープ板からの脱輪防止のためエッジのある構造とする。エッジの高さは車椅子のハンドルリムと干渉しないように留意する。
スロープ板表面の材質	・スロープ板の表面は滑りにくい素材とする。
スロープ板の耐荷重	・スロープ板の耐荷重は、電動車椅子本体（80～100kg程度）、車椅子使用者本人、介助者の重量を勘案し300kg以上とする。ただし、介助者が同時に利用しない場合は200kg以上とする。
スロープ板の	・スロープ板は乗降口から脱落しない構造とする。

設置方法	・スロープ板と床面に段差ができないような構造とする。
スロープ板の格納方法	・スロープ板は使用に便利で、乗客にとって安全な場所に備える。
◇：望ましい整備内容	
スロープ板の勾配	・横から乗車：スロープ板の勾配は、電動車椅子の登坂性能、介助者による手動車椅子の介助を考慮すると 10 度（約 1/6）以下が望ましい。 ・後部から乗車：同上。
スロープ板の幅	・スロープ板の幅は 800mm 以上が望ましい。

注 1：構造上の理由により「標準的な整備内容」に示された内容を確保できない場合には、可能な限り「標準的な整備内容」に近づける。

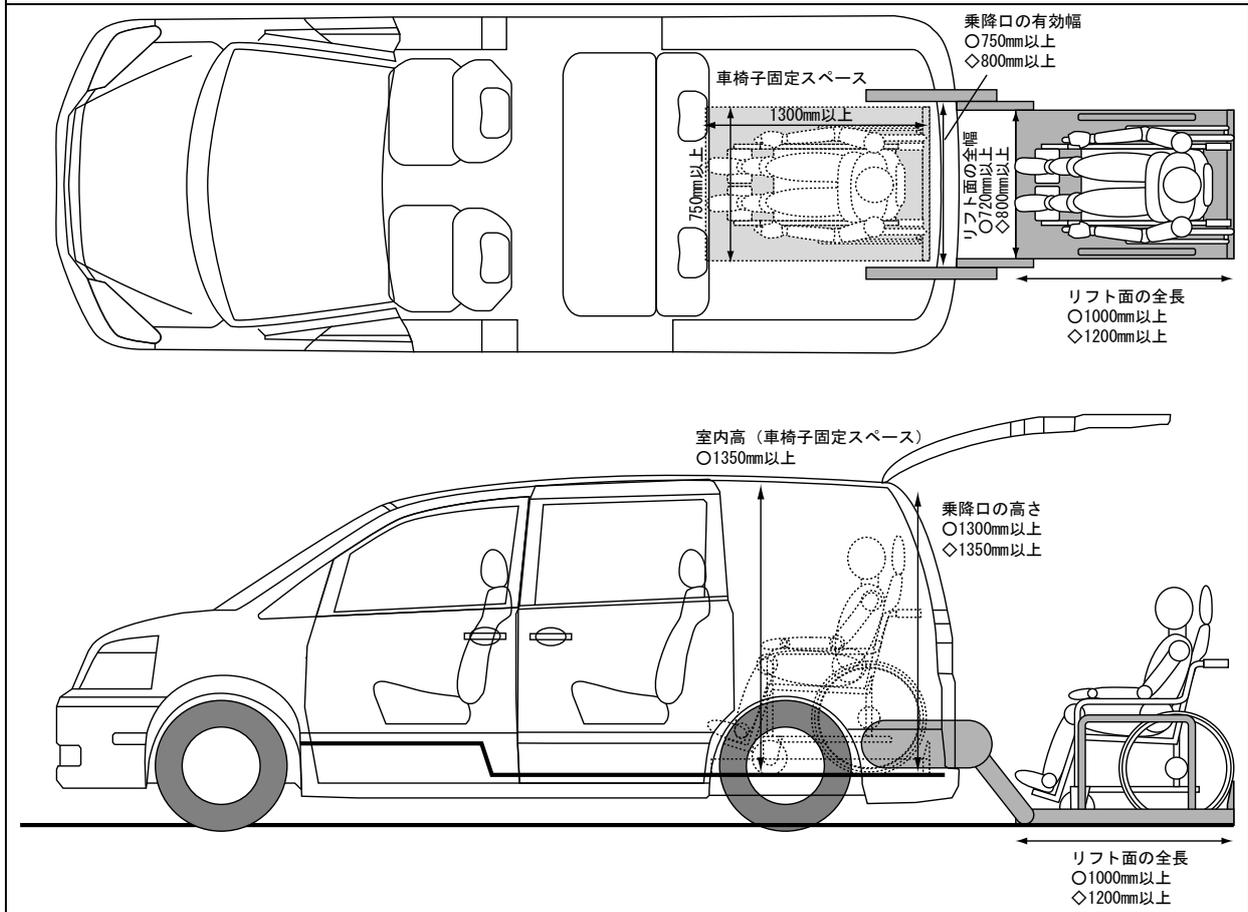


③リフト	
移動等円滑化基準	
(福祉タクシー車両)	
第45条 車椅子等対応車(福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
一 スロープ板若しくはリフト、寝台若しくは担架(以下この項において「寝台等」という。)又はその他の車椅子使用者若しくは寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。	
二 車椅子又は寝台等の用具を備えておくスペースが一以上設けられていること。	
三 車椅子又は寝台等の用具を固定することができる設備が備えられていること。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
リフトの設置	・乗降口のうち1カ所は、リフトその他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を備える。
○：標準的な整備内容	
リフト面の広さ	・使用できるリフト面(プラットフォーム)の広さは全長1,000mm以上、全幅720mm以上とする(ただし、車椅子スペースの全長は1,300mmとする。) (注1)。
リフト面の材質	・リフト面(プラットフォーム)は滑りにくい素材とする。
リフトの耐荷重	・リフトの耐荷重は、電動車椅子本体(80~100kg程度)、車椅子使用者本人、介助者の重量を勘案し300kg以上とする。ただし、介助者が同時に利用しない場合は200kg以上とする。
リフトの格納場所	・リフトは使用に便利で、乗客にとって安全な場所に備える。
リフト作動時の安全	・リフトの左右両側に、リフト昇降中に車椅子使用者がつかまっていられるように手すりを設置するとともに、転落防止板(後退防止用ストッパー)を設置する。リフトの誤作動防止のため、安全装置(サイドブレーキを引いていないとリフトが動かない等)を必ず取り付ける。
◇：望ましい整備内容	
リフト面の広さ	・全長1,200mm以上、全幅800mm以上が望ましい。

注1：構造上の理由により「標準的な整備内容」に示された内容を確保できない場合には、可能な限り「標準的な整備内容」に近づけることが望ましい。

姿図・寸法

参考 4-3-14 : リフトの例



④床の材質、形状

○：標準的な整備内容

床の材質	・床の材質は、滑りにくい仕上げとする。
床の形状	・車椅子使用者が安楽で適正な座位姿勢を保てるように、車椅子スペースの床面は水平にする。

⑤車椅子スペース

移動等円滑化基準

(福祉タクシー車両)

第45条 車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

二 車椅子又は寝台等の用具を備えておくスペースが1以上設けられていること。

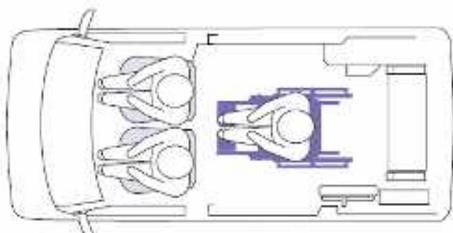
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容

車椅子スペースの設置	・車椅子スペースを1以上設ける。
------------	------------------

○：標準的な整備内容

車椅子スペース の設置	・次に掲げる規格に適合する車椅子スペースを1以上設置する。
位置	・車椅子スペースは、車椅子の進入しやすい位置に設ける。
広さ	・車椅子を固定するスペースは、長さ 1,300mm 以上、幅 750mm 以上、高さ 1,350mm 以上とする（注1）。
車椅子使用者 の視界の確保	・車椅子使用者の外への視界を、座席利用者同様に確保する。
車椅子の方向転 換に必要なスペ ース	・側方からの乗車の場合、車内には車椅子使用者が介助により転回できるスペースを確保する。ただし、回転盤を使用する場合や、軽自動車はこの限りでない。

注1：構造上の理由により「標準的な整備内容」に示された内容を確保できない場合には、可能な限り「標準的な整備内容」に近づける。

姿図・寸法	
参考 4-3-15：車椅子スペースの例	
	
* 上図では実際の寸法の相対比は反映されていない。	
出典：三菱自動車 web カタログ	

⑥車椅子固定方法	
移動等円滑化基準	
(福祉タクシー車両)	
第45条 車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
三 車椅子又は寝台等の用具を固定することができる設備が備えられていること。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
車椅子固定装置	・車椅子を固定することができる設備を備える。
○：標準的な整備内容	
車椅子固定装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定装置は、固縛、開放に要する時間が短く、かつ確実に固定できるものとする。</li> <li>・車椅子使用者が走行中も車椅子に着座する場合には、前向き固定、後ろ向き固定を問わず、車両内の固定装置は 20G の衝撃に耐えられる強度とする。</li> </ul>
車椅子側の安全性、固定装置取り付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子使用者が走行中も車椅子に着座する場合には、前向き固定、後ろ向き固定を問わず、車椅子が 20G の衝撃に耐えられる強度とする。</li> <li>・車椅子側にフック等の固定場所を明示する。</li> </ul>

ヘッドレスト(頭 部後傾抑止装置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子利用者向けのヘッドレストを用意する<sup>(注1)</sup>。</li> <li>前向き固定、後ろ向き固定を問わず、ヘッドレストの高さ、角度等の調整ができるようにする<sup>(注2)</sup>。</li> </ul>
シートベルト	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子利用者の安全を確保するために、シートベルトを設置する。</li> <li>前向き固定：3点式とする。後ろ向き固定：3点又は2点式とする。</li> </ul>
<b>◇：望ましい整備内容</b>	
車椅子側の安全 性、固定装置取り 付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子側の装置と車両側の装置がワンタッチで固定できる装置を開発することが望ましい。</li> </ul>

注1：ヘッドレストは、車椅子、車両側のいずれかに用意されていること。

注2：車椅子利用者の後頭部が最も突出した部分の少し下から、頸の少し上を支えられるよう、位置調整ができるようにする。

<b>⑦車椅子、補装具収納場所</b>	
<b>○：標準的な整備内容</b>	
車椅子収納 スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者が座席に移乗した場合のために、折りたたんだ車椅子の収納スペースを確保する。</li> <li>収納スペースは、長さ 1,050mm 以上×幅 350mm 以上×高さ 900mm 以上とする<sup>(注1)</sup>。</li> </ul>
補装具収納 スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>車内に杖、歩行器、歩行車等の補装具を収納するスペースを設置する。</li> </ul>

注1：標準型自操用手動車椅子を折りたたんだ時の最大寸法に対応できる収納スペース。

<b>⑧車椅子マークの表示</b>	
<b>○：標準的な整備内容</b>	
車椅子マークの 表示による乗車 案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>車外に、車椅子マークを表示し、移乗又は車椅子による乗車が可能であることを明示する。</li> <li>車外に車椅子マークステッカーを貼り、車椅子による乗車が可能であることを明示する。</li> <li>乗車可能な車椅子の大きさ、形状等について車外等に明示する。</li> </ul>

## (4)乗合タクシー

### ①シートレイアウト

#### ○：標準的な整備内容

シート  
レイアウト

- ・最大 10 人（乗務員を含む）が同時に乗車できることとする。
- ・高齢者や障害者等が立ち座りがしやすいように、車内（運転席除く）に横向き座席を設置する。なお車椅子乗降時には後側の一部を跳ね上げとすること。また、横向きシートでは、立ち座りしやすいよう 2 席ごとに縦手すりを 1 本配置する。
- ・郊外において長距離輸送する路線等で用いる場合には、乗車性に鑑み、シートを前向きに配置してもよい。

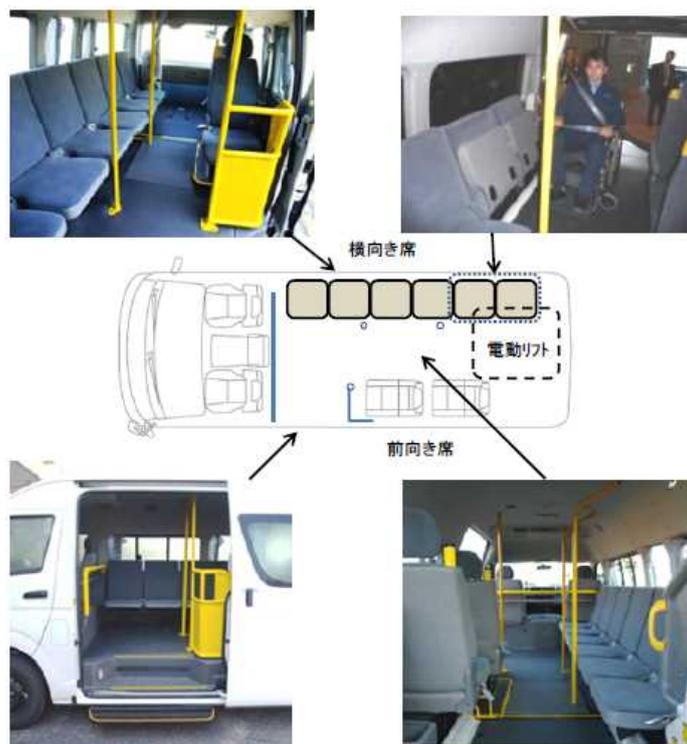
#### ◇：望ましい整備内容

シート  
レイアウト

- ・乗降ドア直後の座席について、立ち座りしやすいよう縦手すりを 1 本配置することが望ましい。

#### 参考例

##### 参考 4-3-16：シートレイアウトの事例



<b>②乗降口</b>	
<b>移動等円滑化基準</b>	
(乗降口) 第37条 乗降口の踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段を容易に識別できるものでなければならない。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
乗降ステップ	・乗降口の踏み段（ステップ）の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）が大きいことにより踏み段（ステップ）を容易に識別できるものとする。
○：標準的な整備内容	
乗降ステップ	・踏み段（ステップ）の奥行きは200mm以上とする。 ・補助ステップと通常ステップの2段を設け、ステップ高さの差を300mm以内とする。
◇：望ましい整備内容	
乗降ステップ	・踏み段（ステップ）の奥行きは300mm以上とすることが望ましい。

\*：移動等円滑化基準では、「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

<b>③乗降口の手すり</b>	
○：標準的な整備内容	
乗降口の手すり	・乗降口の左右に高齢者、障害者等が両手でつかめる間隔で手すりを設ける。また、横向きシートでは、立ち座りしやすいよう2席ごとに縦手すりを1本配置する。

<b>④リフト</b>	
○：標準的な整備内容	
リフト	・乗降口のうち1カ所は、リフト等の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。 ・リフトは、使用できるリフト面（プラットフォーム）の広さが、全長1200mm以上、全幅750mm以上とする。 ・乗降時に車椅子の落下を防止する装置の設置または同等の対応をする。 ・リフトの誤作動を防止するための安全装置（サイドブレーキを引いていないとリフトが作動しない、リフトの昇降時に障害物検知により自動停止など）を設置する。
◇：望ましい整備内容	
リフト	・車内に車椅子固定場所前方に横の手すりを設置することが望ましい。 ・使用できるリフト面の全幅は800mm以上が望ましい。

⑤室内高さ	
○：標準的な整備内容	
室内高さ	・容易に移動できるように1500mm以上とする。

⑥運賃箱	
◇：望ましい整備内容	
運賃箱	・運賃箱を設置できるようなスペースを確保することが望ましい。

⑦室内色彩	
○：標準的な整備内容	
室内色彩	・手すり、注意箇所等は高齢者、障害者等にも分かりやすい配色とする。

⑧コミュニケーション設備	
移動等円滑化基準	
(意思疎通を図るための設備)	
第42条 バス車両内には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該バス車両内に表示するものとする。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
コミュニケーション設備	・聴覚・言語障害者とのコミュニケーションの円滑化のために、筆談用具を備える。

⑨車椅子スペース	
○：標準的な整備内容	
車椅子スペースの設置	・車椅子のスペースを一つ以上設ける。
◇：望ましい整備内容	
車椅子スペースの設置	・車椅子のスペースを二つ以上設けることが望ましい。

⑩車椅子収納場所	
◇：望ましい整備内容	
車椅子収納スペース	・車椅子使用者が座席に移乗した場合のために、折りたたんだ車椅子の収納スペースを確保することが望ましい。

⑪自動ドア	
◇：望ましい整備内容	
自動ドア	・乗客の安全性確保のため、自動ドアの作動中にドアノブにふれると自動ドアが閉まる機能が解除されることが望ましい。

⑫降車ボタン等	
◇：望ましい整備内容	
降車ボタン等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降車合図用ブザーを備え、床面 1200mm の高さで旅客の手近な位置に備えることが望ましい。</li> <li>・車椅子使用者の降車合図用のブザーを車椅子使用者が利用できる位置に備えること。なお、押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする</li> </ul>

⑬車内表示	
◇：望ましい整備内容	
文字による次停留所案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗客が次停留所名等を容易に確認できるよう次停留所名を表示する装置を車内の見やすい位置に設置することが望ましい。</li> </ul>

⑭車外表示	
◇：望ましい整備内容	
車外表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼間夜間とも視認可能な行き先表示用車外表示装置を車両前面に設置することが望ましい。</li> </ul>

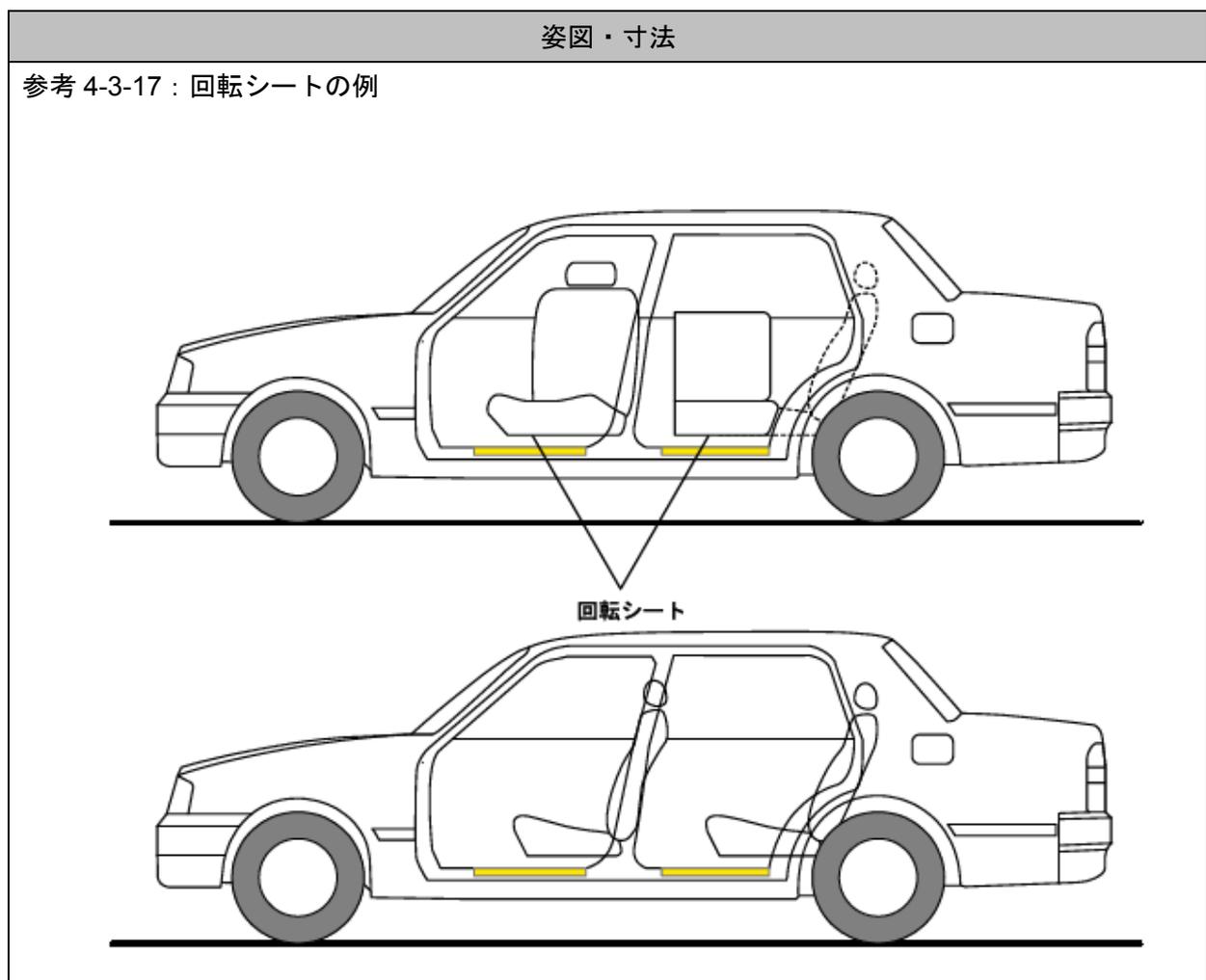
⑮車内放送	
◇：望ましい整備内容	
次停留所等の案内放送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者等に配慮し、次停留所等の情報を音声で得られるようにすることが望ましい。</li> <li>・降車ボタンに反応し、停車することが分かるように音声流れるようにすることが望ましい。</li> </ul>

⑯乗合タクシーマークの表示	
◇：望ましい整備内容	
乗合タクシーマークの表示による乗車案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①シートレイアウト、②乗降口、③乗降口の手すり、④リフト、⑤室内高さ、⑦室内色彩、⑧コミュニケーション設備、⑨車椅子スペースにおいて、◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容及び○：標準的な整備内容に適合する乗合タクシー車両については、以下のマークを外部より見やすいように表示することが望ましい。</li> </ul>
	

#### **(5) 肢体不自由者・高齢者等対応(セダンタイプ／回転シート車)**

- ・乗車定員：4～5名程度
- ・車椅子使用者・杖使用者などの肢体不自由者、高齢者などが安全かつ円滑に座席に移乗できるよう回転シートを装備。
- ・車椅子、杖、歩行器、歩行車等の補装具はトランクなどに収納。

①乗降口（セダン）	
○：標準的な整備内容	
乗降口の広さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者等の乗降の円滑化を図るため、乗降口を可能な限り広くする。</li> <li>・乗降補助用ルーフハッチを設置しても良い。</li> </ul>
乗降口下の段差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後部ドア開口部下部の、床面との段差を少なくする。</li> </ul>
乗降口の端部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗降口の端部は、その周囲の部分や路面との明度差が大きいこと等により、高齢者、障害者等が端部を容易に識別しやすいようにする。</li> </ul>
床面の材質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗降口付近の床の材質は、滑りにくい仕上げとする。</li> </ul>
足下照明材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間においても足下が見やすいように、乗降口にはドア開口時に点灯する足下照明灯を設置する。</li> </ul>
回転シート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体不自由者の車椅子からの移乗、高齢者等の乗車がしやすいように、シートが回転して車外に出る装置を設置する。</li> </ul>
◇：望ましい整備内容	
回転シート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者等の利用に配慮し、余裕を持ったレッグスペースを確保することが望ましい。</li> </ul>



<b>②車椅子、補装具収納場所</b>	
<b>移動等円滑化基準</b>	
(福祉タクシー車両) 第45条 2 回転シート車(福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第一条に規定する設備を備えたものをいう。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 一 折り畳んだ車椅子を備えておくスペースが一以上設けられていること。	
<b>◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容</b>	
<b>車椅子収納スペース</b>	・車椅子使用者が座席に移乗した場合のために、折りたたんだ車椅子の収納スペースを一以上確保する。
<b>○：標準的な整備内容</b>	
<b>車椅子収納スペース</b>	・車椅子を収納するスペースは、折りたたんだ車椅子(標準型自操用手動車椅子を折りたたんだ時の最大寸法は、長さ 1,050mm×幅 350mm×高さ 900mm)が収納できるスペースを確保する。ただし、構造上の理由により十分なスペースを確保できない場合には、折りたたんだ車椅子をトランクに収納した際にトランクの蓋を固定できる用具を設ける。
<b>補装具収納スペース</b>	・車内に杖、歩行器、歩行車等の補装具を収納するスペースを確保する。
<b>③車椅子表示</b>	
<b>○：標準的な整備内容</b>	
<b>車椅子マークの表示による乗車案内</b>	・車外に、車椅子マークを表示し、移乗又は車椅子による乗車が可能であることを明示する。 ・乗車可能な車椅子の大きさ、形状等について車外に明示する。

## (6)その他のタクシー車両における車椅子等対応(セダンタイプ)

<b>①車椅子、補装具収納場所</b>	
<b>○：標準的な整備内容</b>	
<b>車椅子収納スペース</b>	・車椅子使用者が座席に移乗した場合のために、折りたたんだ車椅子の収納スペースを確保する。 ・折りたたんだ車椅子を収納できるスペースが十分に確保できない場合は、折りたたんだ車椅子をトランクに収納した際にトランクの蓋を固定できる用具を設ける。
<b>◇：望ましい整備内容</b>	
<b>車椅子収納スペース</b>	・雨天時に車椅子が濡れないよう配慮することが望ましい。 ・車椅子を収納するスペースは、折りたたんだ車椅子(標準型自操用手動車椅子を折りたたんだ時の最大寸法は、長さ 1,050mm×幅 350mm×高さ 900mm)が収納できるスペースを確保することが望ましい。
<b>補装具収納スペース</b>	・車内に杖、歩行器、歩行車等の補装具を収納するスペースを設置することが望ましい。

### 3.2 視覚障害者への対応

①点字表示・音声案内等	
移動等円滑化基準	
(福祉タクシー車両)	
第45条 車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
四 事業者名、車両番号、運賃及び料金その他の情報を音又は点字により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。ただし、これらの情報を提供できる者が乗務している場合は、この限りでない。	
2 回転シート車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第一条 に規定する設備を備えたものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
二 事業者名、車両番号、運賃及び料金その他の情報を音又は点字により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。ただし、これらの情報を提供できる者が乗務している場合は、この限りでない。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
運賃の点字表示等	・視覚障害者に配慮し、運賃及び料金その他の情報を点字案内や音案内を行う。ただし、これらの情報を提供できる者が乗務している場合は、この限りでない。
車両番号の表示等	・視覚障害者に配慮し、事業者名、車両番号を知らせるため、これらの情報の点字案内や音案内を行う。 注：乗車した車両番号は、忘れ物の問い合わせ等の際に活用できる。
○：標準的な整備内容	
タクシーメーター表示	・色覚異常者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素ごとの輝度コントラストを確保した大きな表示とする。（※「参考：色覚異常者の色の見え方と区別の困難な色の組み合わせ」を参照のこと）
空車表示	・タクシーの空車ランプ表示は、夜間でも視認可能なものとする。 ・LED表示器の場合は直射日光のもとでも視認可能なものとする。 ・ロービジョン者・色覚異常者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素ごとの輝度コントラスト*を確保した大きな表示とする。（※巻末「参考：色覚異常者の色の見え方と区別の困難な色の組み合わせ」を参照のこと）
運賃の音声案内	・視覚障害者のために、音声によって運賃が確認できるような装置を設置する。

\*：移動等円滑化基準では、「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

### 3.3 聴覚障害者への対応

- ・聴覚障害者は音声・言語によるコミュニケーションが困難となることから、乗務員とのコミュニケーションに際しては筆談用具などを備える。

①その他の設備、表示	
<b>移動等円滑化基準</b>	
(福祉タクシー車両)	
第45条 車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
五 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備が備えられていること。	
2 回転シート車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第一条 に規定する設備を備えたものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
三 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備が備えられていること。	
<b>◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容</b>	
聴覚障害者コミュニケーション設備	・聴覚障害者とのコミュニケーション円滑化のために、筆談用具など文字により意思疎通を図るための設備を備える。
<b>◇：望ましい整備内容</b>	
聴覚障害者コミュニケーション設備	・使用頻度の高い手話は習得することが望ましい。例：「ありがとうございます」「お待ち下さい」等。

### 3.4 知的障害者、発達障害者、精神障害者等への対応

①その他の設備、表示	
<b>○：標準的な整備内容</b>	
コミュニケーション支援ボード	・言葉（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障害者・外国人等に配慮し、JIS T0103 で規定されたコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボードを準備する。

※「筆談用具がある旨の表示例」、「JIS T0103 「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則」に収載されている絵記号の例」、「コミュニケーションボードの例」は、都市内路線バスのコミュニケーション設備の項（115～116 ページ）を参照。

### 3.5 高齢者・障害者等その他配慮事項

①座席	
○：標準的な整備内容	
座席の仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面からの高さ、奥行き、背当ての角度、座面の角度等を配慮し、座りやすく、立ち上がりやすいものとする。</li> </ul>

②車内の手すり	
○：標準的な整備内容	
手すりの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害者等の走行中の安全確保のために、車内に手すりを設置する。</li> </ul>
手すりの色	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間や薄暗い時、又は高齢者、ロービジョン者の安全のために、手すりは容易に識別できる配色であること。</li> <li>手すりの色は朱色又は黄赤とする。手すりとその周囲の部分との色の明度差をつける。</li> </ul>
手すりの形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害者等が握りやすい形状とする。</li> <li>手すりの径は 20～30mm 程度とする。</li> </ul>
手すりの材質	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害者等が握りやすいように、手すりの表面はすべりにくい材質や仕上げとする。</li> </ul>

③運賃案内	
○：標準的な整備内容	
タクシーメーターの位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシーメーターは、後部座席からも見やすい位置に設置する。</li> <li>肢体及び体幹機能障害者の利用者の着座位置からも特段の動作を要することなく視認できる位置にも料金表示を設置する。</li> </ul>

#### 姿図・寸法

参考 4-3-18：タクシーメーターの位置の例

